

# 看護小規模多機能ホーム やすらぎ



# 看護小規模多機能ホームやすらぎの概要

法人名	医療法人社団 恵正会
サービス種類	看護小規模多機能型居宅介護
事業所名	看護小規模多機能ホームやすらぎ
介護保険事業所番号	3490101106
開設年月日	令和2年4月1日
所在地	広島市安佐北区可部5丁目9-3 3階
電話番号 FAX番号	TEL : 082-812-0005 FAX : 082-819-1230
管理者	川添 真希
計画作成担当者	大道 麻衣子

自分らしく 自分らしく

あなたが笑いたいときは一緒に笑います  
あなたが泣きたいときは一緒に泣きます

楽しい、嬉しい、悲しい、つらい…  
そのすべての心に寄り添います

愛に溢れ、あるがままに素直で  
優しい気持ちでいられるように

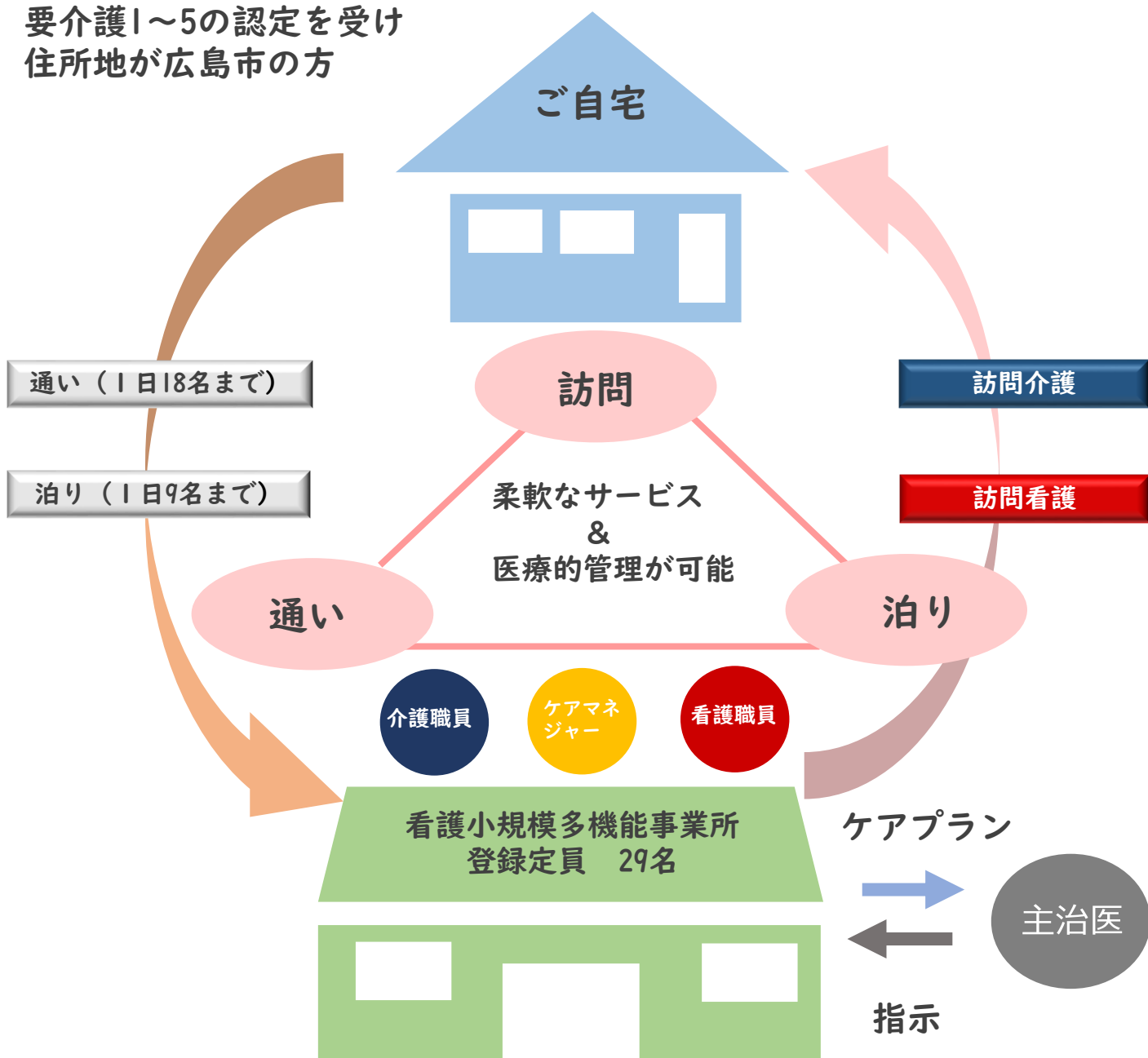
1日1日を大切に  
まごころを込めて

あなたの「心に寄り添う」

看護小規模多機能ホームやすらぎ

# 看護小規模多機能サービスとは??

要介護1~5の認定を受け  
住所地が広島市の方



看護小規模多機能では、看護職員と介護職員が緊密に情報やケア方針を共有しながらサービスを提供します。  
限られた時間で「訪問看護」「訪問介護」のみの場合に比べ、顔なじみのスタッフと多くの時間を利用者と共に過ごせ、体調面・生活面・精神面などトータルサポートができます。

# 看護小規模多機能サービス3つの安心

## ① サービスが一体なので安心

看護小規模多機能サービス（以下かんたき）は、主治医と連携しつつ訪問看護と訪問介護、通い、泊りを1つの事業所が提供する一体的なサービスです。

医療的ケアが必要な方の対応もできます。

人生の最期まで、住み慣れた自宅等で療養生活が安心して過ごせるよう支えます。

## ② 利用料は月額定額制が基本なので安心

ご利用料は、要介護度に応じ月額定額制です。  
利用頻度や回数による制限はありません。

（ただし宿泊や食事に関する費用、医療費\*1などは別途必要）

## ③ 柔軟にサービスが変更できて安心

ご利用者やご家族の状況が変わった場合、ケアマネジャーが計画立案し臨機応変にサービスを組み合わせることがができます。  
急なサービス変更にも対応可能です。

\*1 医療費とは、医療保険の適応となる訪問看護を利用した場合の費用



# 看護小規模多機能サービスの利用例



ご本人・ご家族のご意向

～ 自宅で過ごしたい、過ごさせてあげたい～

93歳男性。アルツハイマー型認知症、慢性心不全あり。

高齢の奥さまより「体力には自信はないが、できるかぎり自宅で生活をさせてあげたい」と看護小規模多機能サービス利用についてご依頼があり介入を開始しました。

- ・ 家族構成 … 妻と2人暮らし（主介護者の妻は膝が悪く、子供は就労しており支援が難しい）
- ・ 介護保険 … 要介護 3 福祉用具をレンタル（ベッド、歩行器）
- ・ 寝返り/起居動作/座位 … 歩行器を用いて歩行可能だが、時にふらつきがあり付き添いが必要
- ・ 排泄 … 膀胱炎を繰り返しており導尿が必要。トイレへ行くがリハビリパンツ内に失禁がある便秘傾向のため 緩下剤の内服、訪問・通い時浣腸処置を要する状態
- ・ 医療的管理 … 在宅時は妻が導尿を行う。心不全手帳を使用し体重管理や内服確認を行っている
- ・ 保清 … 週2回通いで入浴をおこなう

	日	月	火	水	木	金	土
深夜	泊り	泊り					
早朝							
午前	通い	通い	訪問 介護	通い	通い	訪問 介護	通い
	浣腸/ 導尿	入浴		浣腸/ 導尿	入浴		
午後			訪問 看護			訪問 看護	
	泊り		訪問 診療				泊り
夜間							

ケアマネジャー … ケアプランの作成、モニタリング

訪問看護 … 体調管理、内服管理、排泄ケア、体重測定、食事状態の観察など

訪問介護 … 保清援助、移動介助、家族指導、生活リハビリテーション

訪問診療 … 1回/2週

慢性心不全の疾患をお持ちであり、当事業所をご利用される前は入退院を繰り返しておられました。アルツハイマー型認知症の症状は悪化し、そのたび表情や言葉も険しくなる状態でした。

看護小規模多機能サービスを利用するようになり、生活パターンが著しく変動することがなくご本人の表情や体調は穏やかに過ごされております。

奥さまより「顔なじみの方がきてくれるから安心してきます」とお言葉をいただきました。

# 看護小規模多機能ホームやすらぎ 【利用料金】



【基本サービス】

令和6年4月1日改定分

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	12,447	131,315円	13,132円	26,263円	39,395円
要介護2	17,415	183,728円	18,373円	36,746円	55,119円
要介護3	24,481	258,274円	25,828円	51,655円	77,483円
要介護4	27,766	292,931円	29,294円	58,587円	87,880円
要介護5	31,408	331,354円	33,136円	66,271円	99,407円

【基本サービス：同一建物居住者に行う場合】

(月額)

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	11,214	118,307円	11,831円	23,662円	35,493円
要介護2	15,691	165,540円	16,554円	33,108円	49,662円
要介護3	22,057	232,701円	23,271円	46,541円	69,811円
要介護4	25,017	263,929円	26,393円	52,786円	79,179円
要介護5	28,298	298,543円	29,855円	59,709円	89,563円

※ 医療保険での訪問看護を利用する場合は減算となります。

(月額)

## 【介護保険以外の自己負担額】

食事提供 朝食：300円 昼食：700円 夕食：600円  
 宿泊代 1泊：2,600円

# 看護小規模多機能ホームやすらぎ 【利用料金】



【加算料金】

令和6年4月1日改定分

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
<p>初期加算／1日につき</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護に登録してから起算して30日以内の期間について算定します。30日を超える入院後に利用を再開した場合も同様</p>	30	316円	32円	64円	94円
<p>認知症加算Ⅲ／1月につき</p> <p>日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められる</p>	760	8,018円	802円	1,604円	2,406円
<p>認知症加算Ⅳ／1月につき</p> <p>要介護2以上であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする</p>	460	4,853円	486円	971円	1,456円
<p>ターミナルケア加算 ／1回につき</p> <p>在宅または看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡された利用者に対して、基準に適合している事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（別の厚生労働大臣が定める疾病①および急性増悪等の場合は1日）以上ターミナルケアを行った場合</p>	2,500	26,375円	2,638円	5,275円	7,913円
<p>特別管理加算（Ⅰ） ／1月につき</p> <p>厚生労働大臣が定める状態に該当する状態にある者に対してサービスを行う場合</p>	500	5,275円	528円	1,055円	1,582円
<p>特別管理加算（Ⅱ） ／1月につき</p> <p>厚生労働大臣が定める状態に該当する状態にある者に対してサービスを行う場合</p>	250	2,637円	263円	527円	791円
<p>退院時共同指導加算 ／1回につき</p> <p>病院等に入院中の者が退院にあたり、看護師等と共同指導を行った後に退院後、初回の訪問看護サービスを行った場合</p> <p>（※別に厚生労働大臣が定める状態にあるものについては2回）</p>	600	6,330円	633円	1,266円	1,899円

# 看護小規模多機能ホームやすらぎ 【利用料金】



【加算料金】

令和6年4月1日改定分

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
<b>緊急時対応加算</b> /1月につき 24時間電話等により常時対応できる体制にあって、かつ緊急時における訪問看護及び宿泊を必要に応じて行う場合	774	8,165円	817円	1,633円	2,450円
<b>総合マネジメント体制強化加算</b> /1月につき 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、サービスの質を継続的に管理した場合	1,200	12,660円	1,266円	2,532円	3,798円
<b>科学的介護推進加算</b> /1月につき 登録者ごとの心身の状況、認知症の状況等基本的な情報を厚生労働省に報告し、助言を受け、サービス計画等を見直した場合	40	422円	42円	84円	127円
<b>生産性向上推進体制加算（I）</b> /1月につき 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を行った場合	100	1,055円	106円	211円	317円
<b>サービス提供体制強化加算 I</b> /1月につき 従業者の研修および会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が70/100以上の場合	750	7,913円	791円	1,583円	2,374円
<b>介護職員等処遇改善加算（I）</b> /1月につき 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施する場合	所定単位 × 149/1000				

## 利用料金の目安

基本料金



加算料金



食事代



宿泊代



合計利用料金

# 看護小規模多機能ホームやすらぎの設備



ロビー



デイルーム



浴室



トイレ



キッチン



居室

心と身体がほっとする「やすらぎ空間」を提供します

あなたの「心に寄り添う」



# Q & A 集

Q.  
住所が広島市以外でも利用できますか？  
地域密着型サービスとなるので、住所が市外の場合は利用できません。

Q.  
サービス提供地域はどこですか？  
車で30分程度です。お気軽にご相談ください。

Q.  
生活保護受給者の利用はできますか？  
利用できます。介護保険サービス利用料は、介護扶助の対象となります。宿泊代と食事代の自己負担は別途必要です。

Q.  
原爆被爆者健康手帳を持っています。自己負担はありますか？  
基本料金と加算料金はかかりません。ただし、お食事代や宿泊代などはかかります。

Q.  
重度障がい者医療費受給者証や特定医療費受給者証をもっているのですが、助成制度を利用できますか？  
利用することができません。ただし、医療保険※2にてサービス提供をした場合は、助成制度の適応となります。  
※2 特別訪問看護指示書・厚生労働大臣が定めた疾患に該当

Q.  
月途中の利用開始や入院した場合の利用料金は？  
包括請求ではありません。月途中の利用開始や入院した場合は、  
  
日割りで計算をして請求します。

Q.  
看多機サービス利用を考えています。これまでのケアマネジャーは引き続き担当してもらえますか？  
担当は看多機のケアマネジャーへ変更となります。



〈看護小規模多機能ホームやすらぎ〉

〒731-0221

広島市安佐北区可部5丁目9番3号

TEL : 082-812-0005

FAX : 082-819-1230



恵正会HPはこちら 